

八王子市公共施設アドプト制度に関する基本方針

（はじめに）

そこに住む人々が、そこを歩く人々が、そこに集う人々が、道路や公園といった身近な公共施設を自分たちのものとして、ごく自然に生活の一部として、大切に手当てをし、守ってゆく。市民の自由な意思と責任、そしてなによりも自らのまちを大切にするという温かい愛情に基づいた、人々と公共施設を結びつけるきっかけのようなものを何とか創りたい、見つけたいと考えました。

そんな中で着目したのが、アドプト制度です。市民と行政の協働により、まちに共生と共助の気を運び、さわやかな美しいまちをめざす新たな市民協働のしくみ施設管理制度として、『八王子市公共施設アドプト制度』を制定することにしました。

市民自らが、清掃や美化などの活動を行うことにより、地域の人々の「顔が見え」、地域の、自然、景観、伝統、文化などを「共有する」ことができ、豊かな地域コミュニティが育まれると考えたのです。

この制度が、市内全域に広まることにより、市民と行政との協働によるまちづくりが推進され、人々が互いに理解し信頼しあえる地域コミュニティが実現することを期待し、ここに基本方針を定め、このプログラムを実施していきます。

（目的と効果）

身近なところで、日常生活の中でできる市民活動として、公共施設の管理者と協働し、市民自らが施設の清掃や美化などを行うことにより、市民自治を推進し、地域コミュニティの活性化を促します。また、みどり豊かで美しいまちづくりを進めるため、市民一人一人の美化意識を向上させる機会を提供します。

（参加者）

制度に基づき活動を行っていただくのは、町会・自治会、市民グループ、学校、企業とします。

（実施方法）

この制度は、次のいずれかの方法により、団体と市長が合意書を取り交わした上で、行うものとします。

- （１）参加を希望する団体が自ら施設及び方法を決め、市長に申し出る場合
- （２）市長が施設及び方法を決め、参加者を募集する場合

(活動の内容)

参加者は次の活動を行うものとします。

- (1) 施設の清掃・除草
- (2) 施設に関する情報提供(自然情報や施設の損傷など)
- (3) その他施設の管理者と合意した事項

(対象施設)

対象施設は、本市の公共施設とします。ただし、国や都が管理する施設に対して申し出があった場合は、国や都に働きかけをするものとします。

(市の支援)

市長は、次に掲げるもののうち、当該参加者が活動を行う際に必要と認められるものを、支援します。

- (1) 物品の貸与または支給
- (2) 表示板の設置
- (3) 傷害保険の加入
- (4) その他市長が必要と認めたもの

(実施主体)

各施設管理所管

(実施)

実施については、各施設管理所管において、実施要綱を別に定めます。

(活動期間)

合意書は、取り交わした日から最長3年間有効とし、それ以降も更新可能とします。

(普及啓発)

市長は、この制度の普及啓発を行うため、次に掲げる事業を行います。

- (1) 情報交換会
参加者を対象とした情報交換会を年1回開催し、参加者の活動報告や啓発を行います。
- (2) シンボルマークの制定
この制度のシンボルマークを制定し、表示板や腕章などにしるします。

(施行)

平成15年4月1日

平成16年2月1日